

河合町地域振興券の取扱店募集について

地域振興券交付の概要

- ・ 目 的 物価高騰により影響を受けている住民の皆さんへの生活支援及び消費喚起による地域経済の活性化を図ることを目的に国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、町内の事業所及び店舗等で使用可能な地域振興券を交付
- ・ 名 称 河合町地域振興券（以下「振興券」という。）
- ・ 交付対象者 令和8年1月1日時点において、河合町の住民基本台帳に記載されている方
- ・ 一人あたり 1冊 10,000円分〔500円券×20枚〕
- ・ 交付時期 令和8年4月下旬から（予定）
- ・ 換金窓口 河合町役場 政策調整課
- ・ 取扱店負担 負担なし

振興券の取扱いで厳守すべきこと

- ① 他店での転用及び未使用振興券の直接換金は禁止します。
- ② 振興券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- ③ 振興券と現金の交換は禁止しています。
- ④ お釣りは出さないで下さい。（不足額は現金等で受領）
- ⑤ 商品返品の際の返金はできません。
- ⑥ お客様から振興券が提示されましたら、綴りから必要枚数を切り離して振興券のみを受取りください。
- ⑦ 綴りから切り離された振興券は原則使用できませんが、お客様が綴りを持っており、振興券の管理番号からその綴りのものと確認できれば使用できます。
- ⑧ 振興券の対象外商品等を独自に定める場合（特売品等）や、他の割引企画との併用不可、ポイント加算対象外、また、使用上限を定める等の場合は、あらかじめお客様が認識できるように、陳列棚やチラシ等に使用できない旨を明示してください。

- ⑨ 使用期限を過ぎた振興券は受取らないでください。
- ⑩ 振興券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、河合町は一切責任を負いません。

振興券が使用できないもの

- ① 出資や債務の支払い（税金、振込代金、電気・ガス・水道・電話料金等）
- ② 不動産や金融商品（土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等）
- ③ たばこ
- ④ 有価証券、金券、商品券（ビール券、おこめ券、図書券等）、旅行券、切手、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務（明らかに飲食の提供が主目的である店舗の提供する役務を除く。）
- ⑥ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等の購入
- ⑦ 現金との換金、金融機関への預入れ
- ⑧ 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨ その他、各取扱店が指定するもの

取扱店登録に必要な資格要件について

河合町において、事業所や店舗等を有する事業者又は河合町が出資する事業者であること。ただし、次の事業者を除く。

- ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び飲食の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
- ② 本町に納めるべき町税を滞納している者
- ③ 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者

- ④ 上記「振興券が使用できないもの」に記載の取引や商品のみを取り扱う店舗等
- ⑤ 河合町の入札参加停止、若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び刑法（明治 40 年法律第 54 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者
- ⑦ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ⑧ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき
- ⑨ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき
- ⑩ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して社会的に非難されるべき関係を有しているとき

取扱店の登録申請について

① 登録申請

取扱店登録希望者は、本紙に同意の上、「WEB」もしくは「申請書」のいずれかで申請できます。

※河合町内に複数の店舗を有する事業者は、店舗ごとに申請してください。

《申請方法》

「WEB」：QRコードからアクセスして、ページ内にある『申

請フォーム』から申請してください。



「申請書」：「河合町地域振興券取扱店申請書」に必要事項をご

記入の上、郵送にて申請してください。

なお、政策調整課窓口でも受け付けております。

② 申請受付期間

令和8年2月20日（金）～令和8年3月12日（木）必着

※取扱店一覧に記載し、全世帯に振興券と併せて配布します。

なお令和8年3月13日（金）以降も申請して頂けますが、地域振興券に同封する一覧には記載されず、河合町ホームページにおける取扱店一覧の更新のみとなります。

③ 登録

登録申請のあった事業所、店舗等については、河合町役場での審査を経て取扱店として登録（登録料は無料）し、「取扱店表示ポスター」、「振興券（見本）」、「換金に必要な資材一式」、「地域振興券取扱店マニュアル」を後日送付します。

なお、登録後であっても申込内容に虚偽や不備等が発覚した場合は、登録を取り消すことがあります。

取扱店の責務等について

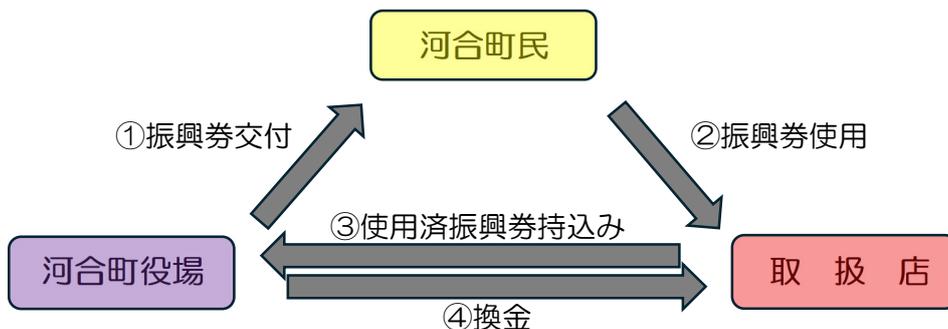
取扱店は、次に掲げる事項を遵守又は注意してください。

- ① 取扱店は、使用できる店舗であることが明確になるよう、河合町が発行する「取扱店表示ポスター」をお客様にわかりやすい場所に掲示してください。
- ② 取引により振興券を受取ったときは、河合町が事前に配布する「見本」と間違いがないか確認してください。もし、偽造された振興券と判別できる場合は、振興券の受領を拒否し速やかに警察署へ通報していただくとともに、河合町役場政策調整課までご連絡をお願いします。
なお、振興券の「見本」については、振興券を取り扱う全ての従業員に周知願います。
- ③ 取引により振興券を受取ったときは、振興券裏面に「受領店印」を押印する等、再流出防止に努めてください。また、既に受領印があるものは、受取りを拒否してください。

換金について

以下の方法により換金手続きをおこなっていただきます。

- 1.使用済振興券と換金申請兼請求書を河合町役場の換金受付窓口にお持込みください。
 - 2.換金受付窓口において使用済振興券等を確認し、お振込金額を確定します。
 - 3.指定口座にお振込みいたします。（振込日は月1回を設定予定）
- ※ 詳細な振興券の換金方法及び振込のスケジュールについては、取扱店として登録完了後に送付させていただく「地域振興券取扱店マニュアル」をご確認ください。



取扱店の取消等について

本紙の各事項に違反する行為が発覚した場合は、「換金の拒否」や「取扱店登録の取消」をおこなうとともに、損害金の発生等が生じる場合があります。

その他の留意事項

その他、本紙に記載されていない事項、及び定めのない事項に関しては、河合町が協議のうえ対応を決定します。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒636-8501

奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

河合町役場 政策調整課

電話 0745 - 57 - 0200（内線 201）